

お手紙拝見いたしました。

関様からは、本市で発生した放射性汚泥の千葉県への搬出について、ご意見をいただきました。

本市では、これまで東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因した放射性物質を含む浄水汚泥の一部について、浄水場構内に仮保管を続けてきましたが、今般、保管の長期化を回避し、浄水場近隣住民の不安軽減を図る目的から環境面、安全面に対する適切な処分を前提として、放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき放射能濃度が8,000ベクレル/kg以下の汚泥について2か年の予定で管理型最終処分場での処分を行う方針を決定し、今後具体的な処分計画を立てることとしています。

はじめに、放射性汚泥の搬出先についてです。

本市としても基本的に自区内処理が望ましいと考えておりますが、今回の処分を決定するに当たって新潟県内の処分場を確認したところ、残量が僅かで新規受入れを行っていないなどの理由から処分場が確保できず、県域を越えた広域処理に頼らざるを得ない状況となりました。

このような状況の中、千葉県内において適正に処分できる処分場確保の見込みがあるとのことで情報収集する中、先般、事前協議が必要となる千葉県にご相談させていただきましたが、正式な事前協議を経た段階ではなく、また、処分先の事業者についても、契約前の調整段階であり、処分先が確定したものではないため、現時点での処分場の公表は控えさせていただきたいと思っております。

次に、汚泥の総量についてです。

本市では容積を用いて管理しているため、重量換算ではありませんが、処分対象と考えている仮保管汚泥の総量は、推定値で10,141 m<sup>3</sup>となっております。

ただし、千葉県での処分量としては、このうちの一部についてお願いしたいと考えていますが、前述のとおり、具体的な処分内容は確定している段階ではありませんので、千葉県での処分量については未定となっております。

次に、搬出先の住民の健康・不安についてです。

もちろん、千葉県の住民の方も本市の住民の方も、健康に対する意識は全く同じであり、健康に対する不安に対しては、最大限の配慮が必要と考えています。

しかしながら、現在の本市の保管状況としては、住宅や小学校、通勤、通学路などが隣接する浄水場内での仮保管の状態が6年も続いている厳しい現実があります。近隣住民に対しては、浄水場境界での空間線量を定期的に公表するなどにより、不安軽減に努めていますが、あくまで仮置きの状態であり、特措法に基づく適正な処分が必要と考えています。

特措法においては、放射能濃度が8,000ベクレル/kg以下の汚泥については、通常の産業廃棄物として処分場において安全に処分できるとされており、適正な処分先を有する千葉県の皆さまからご理解ご協力をお願いしたいと思っております。

次に、東京電力が全責任を持って管理すべきとのご意見についてです。

放射性汚泥の処理方法は、前述のとおり特措法で定められており、この法に基づいた適正処理が必要と考えています。

最後になりますが、浄水汚泥を排出した水道事業者としての責任を果たすためにも、放射性汚泥の計画的な適正処理に努めていきたいと考えていますので、重ねて皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

お手紙ありがとうございました。

平成29年4月13日

関 巖 様

新潟市長

